

(陳受28第28号)

時限的な職員給与及び議員報酬等の削減による被災地支援を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年4月27日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27

小畑 孝平

陳情の要旨

現在、被災地支援のために多くの方々が尽力くださり、その代表的なものに募金活動が挙げられます。しかし、これは突発的もしくは一過性のものであり、または応じる方が限られ、かつ個々の金額も相当に限定されております。やはりここは、全体の奉仕者が国民を代表し、率先して全員一律、相当長期にわたり、生活を困窮させない程度にして決して安くはないものを寄付し続けることが妥当と思料されます。

かの建築家アントーニ・ガウディの言葉に興味深きものがあり、少額の寄付をした富裕層に対して「自分を痛めない程度の奉仕は、寄付になど値しない。」と言いつつのことです。限られた方が、それも財布の小銭を軽くする程度の寄付では、我々も同じことを、甚だ不謹慎ながらも言ってしまうそうです。

行政職及び議員の給与、報酬及び賞与の数パーセントでも時限的に削減し、これをもって被災地支援に充てれば、どれだけ大きな効果が得られることでしょうか。一日も早く、被災者の方々に笑顔を取り戻せることでしょうか。

今こそ、国の施策または支援を待っているのではなく、地方から積極的に声を上げ、みずから動くときが来たのであります。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へお取り計らい願いたい。

記

- 1 時限的に、武蔵野市の職員及び議員の給与、報酬及び賞与について、これに一定の率を乗じた額を減額すること。
- 2 1による人件費節減分をもって、被災地支援に充てること。